

第9回入善町農業委員会議事録

令和3年4月8日午後1時30分から第9回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎
10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎	13番 永山 美和
14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博
18番 長原 均			

欠席委員 1名

2番 中陣 雄一

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第32号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第33号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について
日程第6	議案第34号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件
日程第7	議案第35号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。今月から新年度ということで、よろしくお願いいたします。本日は、大きな案件がいくつかございます。まずは町の統合保育所の農振除外、そして別段の面積の設定です。町が別段の面積を設定することにより、農地付き空き家の取得が可能になります。農地と空き家両方の対策をしていこうというものです。それでは、本日もよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第9回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

— 議事録署名委員決定の件 —

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。18番長原委員と1番五十里委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、3件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町今江〇〇外1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,491㎡です。

譲渡人は、千葉県舟橋市古和釜町〇〇の〇〇さん、譲受人は、朝日町藤塚〇〇の〇〇さんです。申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩3分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年200日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、416,843㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、長原委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、入善町舟見〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は2,425㎡です。

譲渡人は、京都府向日市寺戸町大牧〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町舟見〇〇の〇〇さんです。申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩3分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が20年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年250日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、325,703㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在地は、入善町目川〇〇外2筆の計3筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は900㎡です。

譲渡人は、黒部市六天〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町目川〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩1分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、7,781㎡となるため、要件

を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、森下さゆり委員にいただいております。

以上3件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

長原委員

申請番号1番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんので確認印を押しました。以上です。

愛場委員

申請番号2番は、事務局の説明のとおりです。自分がよく目にしている田で状況もよく知っておりました。

森下委員

申請番号3番は、事務局の説明のとおりで、問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第32号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第5、議案第33号、農

用地利用配分計画案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第32号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和3年4月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、33件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第33号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和3年4月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区1件、1筆、459㎡

飯野地区2件、6筆、9,902㎡

小摺戸地区1件、6筆、13,913㎡

新屋地区12件、39筆、65,320㎡

栴山地区1件、4筆、10,507㎡

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、新規の合計は、17件、56筆、100,101㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区6件、7筆、5,433㎡

小摺戸地区はありません。

新屋地区はありません。

栴山地区8件、14筆、20,496㎡

横山地区はありません。

舟見地区2件、13筆、21,151㎡

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、16件、34筆、47,080㎡です。

新規、再設定合わせて、33件、90筆、147,181㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第32号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第33号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第34号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第34号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件。入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、

意見を求めます。令和3年4月8日提出。入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

農振除外の申請は年4回ですが、今回は3月15日受付分の申請で、農振除外が1件あります。

受付番号1番。除外願出者は入善町桐山〇〇の〇〇さん外1名です。除外対象地は、桐山地区桐山〇〇外2筆の計3筆、地目は田、合計面積は5,988㎡で、除外後の用途は保育所敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、保育所施設の老朽化及び少子化の影響による児童数減少に伴い、新たな統合保育所が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

当該変更は、老朽化した保育所及び少子化の影響で児童数が減少している保育所の、計2つの保育所を廃止して、多様化した保育ニーズに対応するための新たな統合保育所を整備するものです。

当該変更に係る土地は、隣接する既存宅地(3,347㎡)と併せて利用する計画で、定員130人の保育所建屋、園庭、駐車場及び送迎スペース等として利用するための必要最小限の面積です。交通の便が良いことや、小学校と連携を図る必要があることなどから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地と一体的に利用し、集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手(所有等農地面積約76ヘクタール)が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は5,988㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて75ヘクタールを維持する(農業経営面積0.7%減)ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、雨水排水は駐車場に調整池としての機能を持たせ、排水量を調整したうえで、既存の用悪水路へ流すこととしており、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、国営黒部川沿岸地区土地改良事業等の実施済地ですが、平成5年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外1件の申請です。よろしくお願いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第34号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、本案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定します。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第7、議案第35号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積について、次のとおり決定を求めます。

1 別段の面積の(1)と(2)については、議案書と別にお配りした配布資料に沿って説明いたします。A4の「別段の面積について」と書かれた資料をご覧ください。

別段の面積ですが、農地法では、農地の所有権等を取得する場合の要件として、その取得後の経営面積が50a以上にならないと規定されています。これがいわゆる5反歩要件です。平成21年12月の農地法改正後は、この下限面積を、農業委員会の判断で引き下げ、別段の面積を定めることができるようになりました。

この別段の面積の設定の必要性については、毎年検討し、農業委員会で決定するよう求められております。

資料にもありますが、入善町では現在、農家の高齢化、空き家の増加、適正に管理されない農地が点在、空き家に付随した農地も一緒に処分したいという相談が増加している、という状況にあります。そこで、農地管理人の獲得及び遊休農地の発生防止の観点より、空き家バンクに登録した空き家に付随した農地に限り、一定条件を満たす場合、農地法における別段の面積を、現在の50aから0.1aとすることを提案します。

次に、空き家に付随した農地以外の農地についても、考えていきます。

まず、農地法施行規則第17条に基づく別段の面積を設定する場合の基準について確認いたしますが、別段の面積は10a以上50a未満の範囲内で設定すること、区域内において農業委員会が定めようとする別段の面積未満の農地を耕作する者の数が40%を下らないこと、当該区域における農地の利用の現況及び将来の見通しからみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすること、当該区域内に遊休農地等が相当程度存在すること、と規定されております。

入善町の状況を見ますと、2015年農林業センサスによると、全農家数1,318戸のうち、50a未満の農家数は62戸ですので、経営面積50a未満の農家数の割合は、4.7%となります。また、遊休農地の面積は、令和2年度末現在で2,907㎡となっております。農地の集積率については、こちらも令和2年度末現在で、67.4%であり、認定農業者数は121経営体となっております。

これらのことから、現在、入善町では農地の利用集積や担い手農家の育成について、県内でも上位のレベルで進んでおり、また、遊休農地が極めて少ないなど、先進的な地域となっております。したがって、農地の権利取得の下限面積について50a以下の別段の面積を設定しなくても、農地の集積が進まないとか、遊休農地が発生するといったことは懸念されず、将来においても懸念材料にはならないと想定されます。

よって昨年と同様に、空き家に付随した農地以外の農地については、「別段の面積の設定は必要ない」と、入善町農業委員会として決定したいと考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長 (鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長 (鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第35号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積に関する件について、本案を原案どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定します。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

お手元に、「アグリとやま」と「2021年活動記録セット」を同封いたしましたので、ご確認ください。事務局からは以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

その他に何かございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第9回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、5月7日金曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時30分)